

5 福薬業発第 2 2 8 号
令和 5 年 8 月 9 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会
常務理事 永嶋 友洋

**オンライン資格確認の導入の原則義務付けに係る経過措置について
(居宅等におけるオンライン資格確認)**

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、オンライン資格確認の導入の原則義務付けに関するご連絡等につきましては、令和 5 年 8 月 7 日付け 5 福薬業発第 2 2 3 号ほかにてお知らせしているところです。

今般、オンライン資格確認・医療情報化支援基金関係・医療機関等向けポータルサイトに、居宅等に関する Q & A が追加されました。

ご多忙とは存じますが、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

◆掲載場所

オンライン資格確認・医療情報化支援基金関係「医療機関等向けポータルサイト」

トップページ > 令和 5 年 4 月からオンライン資格確認導入が原則として義務付けられます

(ページ内の「オンライン資格確認の原則義務化、経過措置等に関するよくあるご質問」

> 「4. オンライン資格確認の導入の原則義務付けに係る経過措置について」Q20 と Q21 が追加)

<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/post-21.html#yuuyotodokede>

日 薬 業 発 第 161 号
令 和 5 年 8 月 9 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 森 昌 平

オンライン資格確認の導入の原則義務付けに係る経過措置について
(居宅等におけるオンライン資格確認)

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

オンライン資格確認の導入の原則義務付けに関するご連絡等につきましては、令和5年8月4日付け日薬業発第158号ほかにてお知らせしているところです。

今般、オンライン資格確認・医療情報化支援基金関係・医療機関等向けポータルサイトに、居宅等におけるオンライン資格確認に関するQ&Aが追加されました。

取り急ぎお知らせいたしますので、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

(追加内容)

Q20：現在、経過措置（3）の適用を受けているが、訪問診療のみを提供するため、令和6年4月以降は居宅同意取得型のオンライン資格確認を利用することを予定している。その場合、現時点でどのような対応があり得るか。

A：居宅等におけるオンライン資格確認（居宅同意取得型の機能）については、現在システム開発を行っており、今後、準備が整い次第、順次、医療機関等向けポータルサイト等から医療機関・薬局において必要な情報発信等を行っていく予定です。そのため、まだポータルサイトのアカウント登録をされていない医療機関・薬局におかれては、登録をお願いします。

また、居宅同意取得型の機能を利用するに当たっては、医療機関・薬局において、オンライン資格確認のシステム基盤を導入していただく必要があります。

このシステム基盤（※1）の整備については、訪問診療のみを実施するものであるとして、経過措置（3）の適用を受けている医療機関（※2）においては、令和6年3月31日までの事業完了であれば、現在のICT基金による補助を活用することが可能ですので、今後、オンライン資格確認のシステム基盤の導入とともに、居宅同意取得型の機能追加をご検討ください。

（※1）資格確認等のソフトウェア・機器の導入、レセプトコンピュータ、電子カルテシステム等の既存システムの改修等。以下同じ。

（※2）経過措置（2）の適用を受けている医療機関・薬局も同様

Q21：経過措置（１）又は（４）～（６）の適用を受けているが、訪問診療等を多く実施するため、令和６年４月以降は居宅同意取得型のオンライン資格確認を利用することを予定している。その場合、現時点でどのような対応があり得るか。

A：上記のような医療機関・薬局においても、居宅同意取得型の機能を利用するに当たっては、医療機関・薬局において、オンライン資格確認のシステム基盤を導入していただく必要があります。

ただし、経過措置（１）又は（４）～（６）の適用を受ける医療機関・薬局については、居宅同意取得型の前提となるシステム基盤への ICT 基金による補助対象が、令和５年９月 30 日までに事業完了した場合に限られますので、当該補助を活用される場合は、居宅同意取得型の機能のリリースに先立ち、まずは早期にシステム基盤の導入を行うことをご検討ください。

その際、居宅同意取得型の機能追加についても、ポータルサイト等からの情報発信等を行うため、アカウントを登録されていない場合には登録いただき、これを踏まえてご検討ください。

（掲載先）

○オンライン資格確認・医療情報化支援基金関係「医療機関等向けポータルサイト」
トップページ > 令和５年４月からオンライン資格確認導入が原則として義務付けられます

（ページ内の「オンライン資格確認の原則義務化、経過措置等に関するよくあるご質問」
> 「４．オンライン資格確認の導入の原則義務付けに係る経過措置について」 Q20 と Q21 が追加）

<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/post-21.html#yuuyotodokede>